

議案第53号

三朝町国民健康保険条例の一部改正について

次のとおり三朝町国民健康保険条例の一部を改正することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成11年6月18日

三朝町長 吉田秀光

平成11年6月23日 原案可決  
三朝町議会議長 西村武津美

三朝町条例第 号

三朝町国民健康保険条例の一部を改正する条例

三朝町国民健康保険条例(昭和45年三朝町条例第23号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項第2号中「伝染病」を「感染症」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。